

日本放送協会放送受信規約

放送法（昭和25年法律第132号）第32条第1項の規定により締結される放送の受信についての契約は、次の条項によるものとする。

（放送受信契約の種別）

- 第1条 日本放送協会（以下「NHK」という。）の行なう放送の受信についての契約（以下「放送受信契約」という。）を分けて、次のとおりとする。
- 地上契約 ……地上系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約
衛星契約 ……衛星系および地上系によるテレビジョン放送の受信についての放送受信契約
特別契約 ……地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域または列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約
- 2 受信機（家庭用受信機、携帯用受信機、自動車用受信機、共同受信用受信機等で、NHKのテレビジョン放送を受信することのできる受信設備をいう。以下同じ。）のうち、地上系によるテレビジョン放送のみを受信できるテレビジョン受信機を設置（使用できる状態におくことをいう。以下同じ。）した者は地上契約、衛星系によるテレビジョン放送を受信できるテレビジョン受信機を設置した者は衛星契約を締結しなければならない。ただし、地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域または列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみを受信できるテレビジョン受信機を設置した者は特別契約を締結するものとする。

（放送受信契約の単位）

- 第2条 放送受信契約は、世帯ごとに行なうものとする。ただし、同一の世帯に属する2以上の住居に設置する受信機については、その受信機を設置する住居ごととする。
- 2 事業所等住居以外の場所に設置する受信機についての放送受信契約は、前項本文の規定にかかわらず、受信機の設置場所ごとに行なうものとする。
- 3 第1項に規定する世帯とは、住居および生計をともしる者の集まりまたは独立して住居もしくは生計を維持する単身者をいい、世帯構成員の自家用自動車等営業用以外の移動体については住居の一部とみなす。
- 4 第2項に規定する受信機の設置場所の単位は、部屋、自動車またはこれらに準ずるものの単位による。
- 5 同一の世帯に属する1の住居または住居以外の同一の場所に2以上の受信機が設置される場合においては、その数にかかわらず、1の放送受信契約とする。この場合において、種類の異なる2以上のテレビジョン受信機を設置した者は、衛星契約を締結するものとする。

（放送受信契約書の提出）

- 第3条 受信機を設置した者は、遅滞なく、次の事項を記載した放送受信契約書を放送局（NHKの放送局をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、新規に契約することを要しない場合を除く。
- (1) 受信機の設置者の氏名および住所
(2) 受信機の設置の日
(3) 放送受信契約の種別
(4) 受信することのできる放送の種類および受信機の数
(5) 受信機を住所以外の場所に設置した場合はその場所
- 2 放送受信契約者がテレビジョン受信機を設置またはこれを廃止することにより、放送受信契約の種別を変更するときは、前項各号に掲げる事項のほか、変更前の放送受信契約の種別を記載した放送受信契約書に、放送受信章を添えて、放送局に提出しなければならない。

（放送受信契約の成立）

- 第4条 放送受信契約は、受信機の設置の日に成立するものとする。
- 2 放送受信契約の種別の変更の日は、その変更にかかる受信機の設置の日またはその廃止に伴う前条第2項の提出があった日とする。

（放送受信料支払いの義務）

- 第5条 放送受信契約者は、受信機の設置の月からその廃止の届け出のあった月の前月（受信機を設置した月にその廃止を届け出た放送受信契約者については、当該月とする。）まで、1の放送受信料につき、その種別および支払区分に従い、次の表に掲げる額の放送受信料（消費税および地方消費税を含む。）を支払わなければならない。

| 種別 | 支払区分 | 月額 | 6か月前払額 | 12か月前払額 |
|------|-------|--------|---------|---------|
| 地上契約 | 口座振替等 | 1,345円 | 7,650円 | 14,910円 |
| | 訪問集金 | 1,395円 | 7,950円 | 15,490円 |
| 衛星契約 | 口座振替等 | 2,290円 | 13,090円 | 25,520円 |
| | 訪問集金 | 2,340円 | 13,390円 | 26,100円 |
| 特別契約 | 口座振替等 | 1,005円 | 5,730円 | 11,180円 |
| | 訪問集金 | 1,055円 | 6,030円 | 11,760円 |

- この表において「口座振替等」とは、第3項第1号から第3号までに定める口座振替、継続振込またはクレジットカード継続払をいう。
- 2 特別契約を除く放送受信契約について沖縄県の区域に居住する者の支払うべき放送受信料額（消費税および地方消費税を含む。）は、前項の規定にかかわらず、当分の間、別表1に掲げる額とする。
- 3 第1項の規定において、「口座振替等」とは、口座振替、継続振込またはクレジットカード継続払をいい、「口座振替」、「継続振込」、「クレジットカード継続払」および「訪問集金」とは、次の各号に定めるところによる。（以下この規約の各条項において同じとする。）
- (1) 口座振替 NHKの指定する金融機関に設定する預金口座、通常郵便貯金等から、NHKの指定日に自動振替によって行なう支払いをいう。
(2) 継続振込 NHKの指定する金融機関、郵便局等においてNHKの指定する支払期日までに継続して払込むことによって行なう支払いをいう。
(3) クレジットカード継続払 NHKの指定するクレジットカード会社との契約に基づき、クレジットカード会社に継続して立て替えさせることによって行なう支払いをいう。
(4) 訪問集金 NHKの集金取扱者への支払いなど口座振替等以外の方法による支払いをいう。
- 4 放送受信契約の種別に変更があったときの当該月分の放送受信料は、変更後の契約種別の料額とする。ただし、当該月に2回以上の契約種別の変更があったときの放送受信料は、各変更前および各変更後の契約種別のうち、次の順位で適用した契約種別の料額とする。
- (1) 衛星契約
(2) 地上契約

(多数契約一括支払に関する特例)

第5条の2 衛星契約または特別契約の契約件数の合計が10件以上である1の放送受信契約者が、支払期間を同じくして口座振替または継続振込により一括して放送受信料を支払う場合は、前条第1項および第2項の規定にかかわらず、これらの契約種別である全契約を対象に、口座振替等による放送受信料額から、1件あたりその契約種別に応じて次表に定める月額を減じて支払うものとする。ただし、衛星契約の契約件数が97件、98件または99件である1の放送受信契約者については、その契約件数を100件として算定した放送受信料額を、12か月前払額の衛星契約の契約件数が9件である沖縄県の区域に居住する1の放送受信契約者については、その契約件数を10件として算定した放送受信料額を支払うものとする。

| 契約種別ごとの契約件数 | 契約種別ごとの全契約を対象に 1件あたり減ずる月額 | |
|-------------|------------------------------|------|
| | 衛星契約 | 特別契約 |
| 50件未満 | 200円 | 90円 |
| 50件以上100件未満 | 230円 | |
| 100件以上 | 300円 | |

2 前項の多数契約一括支払に関する特例は、次条に定める団体一括支払に関する特例または第5条の4に定める同一生計支払に関する特例と重ねて適用することはしない。

(団体一括支払に関する特例)

第5条の3 別に定める要件を備えた団体の構成員で、衛星契約または特別契約を締結している放送受信契約者が15名以上とまり、団体としてその代表者を通じ、口座振替または継続振込により一括して放送受信料を支払う場合は、第5条第1項および第2項の規定にかかわらず、訪問集金による放送受信料額から、1件あたり月額250円を減じて支払うものとする。

2 前項の団体一括支払に関する特例を次条に定める同一生計支払に関する特例と重ねて適用する場合、対象となる放送受信契約者が代表者を通じ支払う放送受信料について、訪問集金による放送受信料額から、その契約種別に応じて減ずる月額は、250円に次条第1項の表または別表2に定める額を加算したものとする。

(同一生計支払に関する特例(家族割引〔学生〕〔単身赴任〕))

第5条の4 別に定める要件を備えた学生または単身赴任者で、その通学または通勤のための住居に設置した受信機について放送受信契約を締結した者(以下この項において「対象契約者」という。)が、口座振替等によりその放送受信料を支払う場合は、対象契約者またはその生計をともしする者が別の住居に設置した受信機について放送受信契約を締結し、口座振替等により本条の特例を受けることなくその放送受信料を支払うものである限り、第5条第1項および第2項の規定にかかわらず、対象契約者がその通学または通勤のための住居に設置した受信機についての放送受信料を、口座振替等による放送受信料額から、その契約種別に応じて次表に定める月額を減じて支払うものとする。

| | 減ずる月額 |
|------|-------|
| 地上契約 | 445円 |
| 衛星契約 | 760円 |
| 特別契約 | 335円 |

2 特別契約を除く放送受信契約について沖縄県の区域に居住する者の支払うべき放送受信料額から、前項の規定に基づきその契約種別に応じて減ずる月額は、前項の規定にかかわらず、当分の間、別表2に掲げる額とする。

(放送受信料の支払方法)

第6条 放送受信料の支払いは、次の各期に、当該期分を一括して行なわなければならない。

- 第1期(4月および5月)
- 第2期(6月および7月)
- 第3期(8月および9月)
- 第4期(10月および11月)
- 第5期(12月および1月)
- 第6期(2月および3月)

- 2 放送受信契約者は、前項によるほか、当該期の翌期以降の期分の放送受信料を支払うことができる。ただし、当該期以降6か月分または12か月分の放送受信料を一括して前払するときは、期別の支払いによらないことができる。
- 3 放送受信料は、口座振替等により支払うほか、放送受信契約者の住所または放送受信契約者があらかじめ放送局に申し出た場所でNHKの集金取扱者に支払うことができる。ただし、訪問集金の場合において、NHKのつごうにより振替払込による支払い(以下「一時振込」という。)またはクレジットカードによる支払い(「クレジットカード一時払」という。)を求めたときは、これにより支払うことができるものとし、この場合、一時振込の振替手数料は、NHKが負担する。
- 4 放送受信契約者が口座振替により放送受信料を支払おうとする場合は、NHKが定める放送受信料口座振替利用届をあらかじめNHKに提出しなければならない。
- 5 口座振替による支払いは、前項に定める放送受信料口座振替利用届をNHKが受け付けた月の属する期の翌期以降の期分(放送受信料が前払されている場合においては、当該前払の期間が終了する月の翌月以降分)の放送受信料について取り扱うものとする。
- 6 口座振替の指定日において、所定の放送受信料額を請求したにもかかわらず振り替えることができなかつたとき(次項の場合を除く。)または継続振込の支払期日までに払込みが行なわれなかつたときは、放送受信契約者は、当該請求期間以降分について、訪問集金による放送受信料額を訪問集金により支払わなければならない。
- 7 口座振替の指定日において、残高の不足により所定の放送受信料額を振り替えることができなかつた場合は、次の期の指定日に一括して請求するものとし、なお振り替えることができなかつたときは、放送受信契約者は、当該請求期間分について、訪問集金による放送受信料額を訪問集金により支払わなければならない。当該請求期間後の放送受信料については、口座振替による支払いを継続するが、別に定める場合は、その期間についても、訪問集金による放送受信料額を訪問集金により支払わなければならない。
- 8 放送受信料を継続振込により支払う放送受信契約者は、金融機関、郵便局等において払込む方法に代えて、クレジットカードにより支払うことができる。
- 9 放送受信契約者がクレジットカード継続払により放送受信料を支払おうとする場合は、NHKが定める放送受信料クレジットカード継続払利用申込書をあらかじめNHKに提出しなければならない。NHKは、その放送受信料クレジットカード継続払利用申込書に記載された内容により立替払いが可能であることをクレジットカード会社に確認した上で受理する。
- 10 クレジットカード継続払による支払いは、前項に定める放送受信料クレジットカード継続払利用申込書をNHKが受理した月の属する期の翌期以降の期分(放送受信料が前払されている場合においては、当該前払の期間が終了する月の翌月以降分)の放送受信料について取り扱うものとする。
- 11 NHKがクレジットカード会社に所定の放送受信料額を請求したにもかかわらず立替払いが行なわれなかつたとき、または、NHKが所定の放送受信料額を請求する前に、クレジットカード会社から放送受信料を請求されても立替払いができないと通知を受けたときは、放送受信契約者は、当該請求期間以降分について、訪問集金による放送受信料額を訪問集金により支払わなくてはならない。

(放送受信契約者の表示)

第7条 放送受信契約者には、その放送受信契約の種類ごとに別に定める放送受信章を交付する。

- 2 放送受信章は、住居の入口等外部から見やすいところに表示するものとする。
- 3 放送受信章を紛失または破損したときは、その旨を放送局に申し出て、再交付を受けるものとする。

(受信機の設置等の確認措置)

第7条の2 NHKは、受信機（衛星系によるテレビジョン放送のうちデジタル方式の放送を受信できるものに限る。以下この条において同じ。）を設置した者にその設置の旨をNHKに連絡するよう促す文字（以下「メッセージ」という。）を当該受信機の画面に表示する措置をとることができる。

- 2 NHKは、受信機を設置した者から以下の各号に掲げる事項の連絡を受けた場合には、メッセージを表示しない措置をとるものとする。
 - (1) 受信機の設置者の氏名および住所
 - (2) 受信機に使用する集積回路内蔵型カード（以下「ICカード」という。）のカード識別番号（以下「ID番号」という。）
 - (3) 受信機を第1号の住所以外の場所に設置した場合はその場所
- 3 前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに掲げる理由により、NHKにおいて前項各号に掲げる事項の1に該当する事実を確認できない場合には、NHKは第1項の措置をとることができるものとする。
 - (1) 前項の連絡を受けた事項の内容が事実と相違すること
 - (2) 前項の連絡の後、受信機に使用するICカードのID番号を変更したこと
 - (3) 前項の連絡の後、放送受信契約を締結するまでの間において、同項第1号の住所または同項第3号の場所に変更が生じたこと
- 4 第1項および前項の措置は、第3条第1項ただし書に規定する場合および放送受信契約が解約となった者が再び受信機を設置した場合についても、とることができるものとする。

(氏名、住所等の変更)

第8条 放送受信契約者が放送局に届け出た氏名または住所を変更したときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。受信機設置の場所を変更したときも、同様とする。

(放送受信契約の解約)

第9条 放送受信契約者が受信機を廃止することにより、放送受信契約を要しないこととなったときは、放送受信章を添えて、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。

- 2 放送受信契約の解約の日は、前項の届け出があった日とする。ただし、非常災害により前項の届け出をすることができなかったものと認めるときは、当該非常災害の発生の日とすることができる。

(放送受信料の免除)

第10条 放送法第32条第2項の規定に基づき、別に定める放送受信料免除の基準に該当する放送受信契約については、申請により、放送受信料を免除する。ただし、災害被災者の放送受信契約については、申請がなくても、期間を定めて免除することがある。

- 2 前項本文による免除の申請をしようとする者は、免除を受けようとする理由、放送受信契約の種別ならびにテレビジョン受信機の数およびその設置の場所を記載した放送受信料免除の申請書に、理由の証明書および受信機の設置見取図を添えて、放送局に提出しなければならない。
- 3 第1項本文により、放送受信料の免除を受けている者は、免除の事由が消滅したときは、遅滞なく、その旨を放送局に届け出なければならない。

(放送受信料の精算)

第11条 放送受信契約が解約となり、または放送受信料が免除された場合において、すでに支払われた放送受信料に過払額があるときは、これを返れいする。この場合、第5条第1項または第2項に定める前払額による支払者に対し返れいする過払額は、次のとおりとする。

- (1) 経過期間が6か月に満たない場合には、支払額から経過期間に対する放送受信料額を差し引いた残額
 - (2) 経過期間が6か月以上である場合には、支払額から経過期間に対し支払うべき額につき、第5条第1項または第2項に定める前払額により支払ったものとみなして算出した額を差し引いた残額
- 2 放送受信契約の種別に変更があった場合において、すでに支払われた放送受信料に過払額または不足額があるときは、精算して、返れいしまたは追徴する。
 - 3 放送受信料が支払われた期間の放送受信料について、その料額の改定があったときは、改定額により精算して、返れいしまたは追徴する。

(放送受信契約者の義務違反)

第12条 放送受信契約者が次の各号の1に該当するときは、所定の放送受信料を支払うほか、その2倍に相当する額を割増金として支払わなければならない。

- (1) 放送受信料の支払いについて不正があったとき
- (2) 放送受信料の免除の事由が消滅したにもかかわらず、その届け出をしなかったとき

(支払いの延滞)

第12条の2 放送受信契約者が放送受信料の支払いを3期分以上延滞したときは、所定の放送受信料を支払うほか、1期あたり2.0%の割合で計算した延滞利息を支払わなくてはならない。

(NHKの免責事項および責任事項)

第13条 放送の受信について事故を生じた場合があっても、NHKは、その責任を負わない。

- 2 地上系によるテレビジョン放送を月のうち半分以上行なうことがなかった場合は、特別契約を除く放送受信契約について当該月分の放送受信料は徴収しない。
- 3 衛星系によるテレビジョン放送を月のうち半分以上行なうことがなかった場合の当該月分の放送受信料は、衛星契約のときは地上契約の料額とし、特別契約については、当該月分の放送受信料は徴収しない。

(放送受信者等の個人情報の取り扱い)

第13条の2 NHKは、放送受信契約の事務に関し保有する放送受信者等（放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成16年8月31日総務省告示第696号。以下「指針」という。）第2条第2号に規定する放送受信者等をいう。）の氏名および住所等の情報（以下「個人情報」という。）については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）および指針に基づくほか、別に定めるNHK個人情報保護方針およびNHK個人情報保護規程に基づき、これを適正に取り扱うとともに、その取り扱いの全部または一部の委託先に対し、必要かつ適切な監督を行なう。

- 2 前項の個人情報の取り扱いについては、放送受信契約の締結と放送受信料の収納のほか、放送受信料免除の基準の適用、放送の受信に関する相談業務、NHK共同受信施設の維持運営、放送やイベントのお知らせ、放送に関する調査への協力依頼、第7条の2に規定するICカードのユーザー登録のために行なう第三者提供をその利用の目的とする。

(規約の変更)

第14条 この規約は、総務大臣の認可を受けて変更することがある。

(規約の周知方法)

第15条 この規約およびこの規約の変更は、官報によって周知する。

付 則

(施行期日)

1 この規約は、平成19年10月1日から施行する。ただし、付則第3項については、平成19年6月1日から施行する。

(経過措置)

- この規約施行の際、変更前の規約の規定によりカラー契約または普通契約を締結している者もしくは衛星カラー契約または衛星普通契約を締結している者は、この規約施行の日に地上契約または衛星契約にそれぞれ変更したものとみなす。
- 平成19年6月1日から平成19年9月30日までの間において普通契約または衛星普通契約を締結している者については、平成19年9月30日までの間に、NHKが定める経過措置適用申請書をNHKに提出し、平成19年10月1日になお白黒テレビジョン受信機のみを設置している場合は、平成19年10月1日以降も、当分の間、変更前の規約の契約種別および受信料額に関する規定を適用する。NHKは、この適用について、必要な確認を行なうことができる。(以下、この適用を受ける者を「経過措置適用者」という。)
- 経過措置適用者が放送受信契約の種別を変更するときは、前項の規定にかかわらず、この規約を適用する。

別表1 沖縄県の区域内に居住する者の支払うべき放送受信料額 (第5条第2項関係)

| 種 別 | 支払区分 | 月 額 | 6か月前払額 | 12か月前払額 |
|------|-------|--------|---------|---------|
| 地上契約 | 口座振替等 | 1,190円 | 6,810円 | 13,280円 |
| | 訪問集金 | 1,240円 | 7,110円 | 13,860円 |
| 衛星契約 | 口座振替等 | 2,135円 | 12,250円 | 23,890円 |
| | 訪問集金 | 2,185円 | 12,550円 | 24,470円 |

別表2 沖縄県の区域内に居住する者の同一生計支払に関する特例における契約種別に応じて減ずる月額 (第5条の4第2項関係)

| | 減ずる月額 |
|------|-------|
| 地上契約 | 395円 |
| 衛星契約 | 705円 |

日本放送協会放送受信料免除基準

日本放送協会放送受信規約第10条第1項に定める放送受信料免除の基準は、次のとおりとする。

1 全額免除

(社会福祉施設)

(1) 別表1に掲げる社会福祉施設において、入所者または利用者の専用に供するため、その管理者が受信機を設置して締結する放送受信契約

(学 校)

(2) 別表2に掲げる学校において、児童、生徒または幼児の専用に供するため、その管理者が受信機を設置して締結する放送受信契約

(公的扶助受給者)

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する扶助またはらい予防法の廃止に関する法律（平成8年法律第28号）に規定する援護を受けている者が受信機を設置して締結する放送受信契約

(身体障害者)

(4) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳を所持する身体障害者を構成員に有する世帯（ただし、福祉事務所長または町村長が、生活保護法による保護の基準の最低生活費の額に身体障害者福祉法に基づく身体障害者特別加算額を加算した額の費用によって営まれる生活状態以下と認める世帯に限る。）で、その世帯に属する身体障害者またはその者を世帯構成員に有する者が、その住居に受信機を設置して締結する放送受信契約

(社会福祉事業施設入所者)

(5) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉事業を行なう施設の入所者が、その施設内の住居に受信機を設置して締結する放送受信契約

(市町村民税非課税の重度の知的障害者)

(6) 所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する特別障害者のうち児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障害者と判定された者（以下「知的障害者」という。）を構成員に有する世帯で、かつその世帯を構成するすべての者が市町村民税（特別区民税を含む。）非課税の場合、その世帯に属する知的障害者またはその者を世帯構成員に有する者がその住居に受信機を設置して締結する放送受信契約

(災害被災者)

- (7) 災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助が行われた区域内において、当該救助に係る災害により半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物に受信機を設置して締結されている放送受信契約。この場合において、免除の期間は、当該救助の期間の初日の属する月およびその翌月の2か月間とする。
- (8) (7)によるもののほか、非常災害があった場合において、免除すべき放送受信契約の範囲および免除の期間につき、あらかじめ総務大臣の承認を受けたもの

2 半額免除

(視覚、聴覚障害者)

- (1) 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を所持する視覚障害者または聴覚障害者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）にいう世帯主である者がその住居に受信機を設置して締結する放送受信契約

(重度のし体不自由者)

- (2) 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を所持する者のうち、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号の障害等級1級または2級に該当する重度のし体不自由者で、住民基本台帳法にいう世帯主である者がその住居に受信機を設置して締結する放送受信契約

(重度の戦傷病者)

- (3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）に規定する戦傷病者手帳を所持する者のうち、障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）に規定する特別項症から第1款症に相当する重度の戦傷病者で住民基本台帳法にいう世帯主である者がその住居に受信機を設置して締結する放送受信契約

付 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成19年4月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準の施行日に改正前の基準に該当する施設で、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の附則の規定により従前の例により運営することができるものは、その運営ができる日までの間は、なお従前の例による。

| | |
|---------------|---|
| <p>社会福祉施設</p> | <p>(生活保護施設等)</p> <p>1 生活保護法に規定する保護施設（救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設）</p> <p>2 社会福祉法に規定する、生計困難者を無料または低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設および生計困難者に対して助葬を行う施設</p> <p>3 社会福祉法に規定する、生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品もしくはこれに要する金銭を与え、または生活に関する相談に応ずる事業を行う施設</p> <p>(児童福祉施設)</p> <p>4 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター）</p> <p>5 児童福祉法に規定する児童自立生活援助事業または放課後児童健全育成事業を行う施設</p> <p>6 社会福祉法に規定する、児童の福祉の増進について相談に応ずる事業を行う施設</p> <p>(母子福祉施設等)</p> <p>7 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する母子福祉施設（母子福祉センター、母子休養ホーム）ならびに同法に規定する母子家庭居宅介護等事業または寡婦居宅介護等事業を行う施設</p> <p>8 社会福祉法に規定する父子家庭居宅介護等事業（現に児童を扶養している配偶者のない男子がその者の疾病その他の理由により日常生活に支障を生じた場合に、その者につきその者の居宅において乳幼児の保育、食事の世話その他日常生活上の便宜を供与する事業であって、母子家庭居宅介護等事業その他これに類する事業を経営する者が行うものをいう。）を行う施設</p> <p>(老人福祉施設)</p> <p>9 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人福祉施設（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター、老人介護支援センター）ならびに同法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業または認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設</p> <p>(障害者支援施設等)</p> <p>10 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービスのうち居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助を行う事業を行う施設および同法に規定する障害者支援施設</p> <p>11 障害者自立支援法に規定する地域活動支援センターおよび福祉ホーム</p> <p>(身体障害者福祉施設)</p> <p>12 身体障害者福祉法に規定する身体障害者社会参加支援施設のうち身体障害者福祉センター、補装具製作施設、視聴覚障害者情報提供施設</p> <p>13 社会福祉法に規定する、身体障害者の更生相談に応ずる事業を行う施設</p> |
|---------------|---|

| | |
|--|---|
| 社会福祉施設 | (知的障害者福祉施設) |
| | 14 社会福祉法に規定する、知的障害者の更生相談に応ずる事業を行う施設 |
| | (婦人保護施設) |
| | 15 売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人保護施設 |
| | (更生保護事業施設) |
| | 16 更生保護事業法（平成7年法律第86号）に規定する更生保護事業のうち、継続保護事業を行う施設 |
| | (その他の社会福祉施設) |
| | 17 社会福祉法に規定する授産施設および同法に規定する生計困難者に対して無利子または低利で資金を融通する事業を行う施設 |
| | 18 社会福祉法に規定する、生計困難者のために、無料または低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、または宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設 |
| | 19 社会福祉法に規定する、生計困難者のために、無料または低額な料金で診療を行う施設 |
| 20 社会福祉法に規定する、生計困難者に対して、無料または低額な費用で介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人保健施設を利用させる事業を行う施設 | |
| 21 社会福祉法に規定する隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料または低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善および向上を図るための各種の事業を行うものをいう。）を行う施設 | |
| 22 1から21の施設に関する連絡または助成を行う施設 | |

(注1) 本表における「社会福祉施設」には、次の施設は含まない。

- ① 実施期間が6か月（22に掲げる事業にあっては、3か月）を超えない事業を行う施設
- ② 社団または組合の行う事業であって、社員または組合員のためにする事業を行う施設
- ③ 常時保護を受ける者が、入所させて保護を行うものにあっては5人、その他のものにあっては20人に満たない施設（1、4、16、20～22を除く）
- ④ 22に掲げる施設のうち、社会福祉法に規定する社会福祉事業の助成を行うものであって、助成の金額が毎年度500万円に満たないものまたは助成を受ける社会福祉事業の数が毎年度50に満たないもの

(注2) 本表における「障害者支援施設等」には、次の施設は含まない。

- ① 障害者自立支援法（平成17年法律123号）附則第51条の規定による改正前の知的障害者福祉法第4条第3項に規定する知的障害者デイサービスに係る事業のみを行う施設
- ② 障害者自立支援法（平成17年法律123号）附則第45条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の3の2第3項に規定する精神障害者居宅介護等事業または精神障害者短期入所事業のみを行う施設

別表2

| | |
|-----|---|
| 学 校 | 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校のうち、小学校、中学校、中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）、盲学校、聾学校、養護学校および幼稚園 |
|-----|---|

NHKが取り扱う受信者の皆様の個人情報、放送受信料の契約・収納（家族割引の適用確認を含みます）のほか、免除基準の適用、受信に関する相談業務、放送やイベントのお知らせ、放送に関する調査へのご協力をお願いのために利用します。